

○日本医科大学医療健康科学部履修細則

(令和 8 年 4 月 1 日細則)

(目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学学則（以下「学則」という。）第 9 条第 7 項に基づき、医療健康科学部の履修等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この細則において、必修科目とは、必ず修得しなければならない授業科目をいう。

2 この細則において、選択必修科目とは、定められた科目の中から選択のうえ、必ず修得しなければならない授業科目をいう。

3 この細則において、選択科目とは、定められた科目の中から選択し、履修する授業科目をいう。

(必修科目)

第 3 条 必修科目の単位は、他の授業科目の単位をもって代えることはできない。

2 必修科目は、所定の年次において履修しなければならない。

(履修登録及び履修)

第 4 条 履修しようとする授業科目は、指定期間内に指定された方法により登録手続きをしなければならない。

(履修制限)

第 5 条 各年次の履修登録上限単位数は 49 単位とし、この単位数を超えて履修することはできない。

(授業時間)

第 6 条 授業時間は、1 時限 90 分とする。

2 授業時間は次の時限に区分する。

時限	時間
1 限	8 時 40 分～10 時 10 分
2 限	10 時 20 分～11 時 50 分
	(昼休み)
3 限	13 時 00 分～14 時 30 分
4 限	14 時 40 分～16 時 10 分
5 限	16 時 20 分～17 時 50 分

(試験)

第 7 条 試験は、毎学期 1 回以上行うことを原則とする。

2 試験は、筆答試験及びレポート等担当教員が適当と認める方法によって行う。

(再試験)

第 8 条 各授業科目の成績が合格の水準に達していない者に対しては、再試験を行う。

2 再試験の成績評価については、第 13 条 2 項に定める。

3 再試験を受ける者は、試験日程掲示後所定の期間内に所定の試験料を添えて手続をするものとする。

(追試験)

第 9 条 追試験の実施は、科目担当教員の判断で実施の有無及び対象学生を決める。

2 追試験は、病気又は止むを得ない事情で試験が受けられなかった者に対し行う。ただし、再試験の追試験及び追試験の追試験は、大学が出席停止を命じた場合その他の止むを得ない事情として学長が認めた場合を除き、行わない。

3 追試験を受験しようとする者は、欠席したその試験当日中に武蔵小杉校舎事務室に連絡し、3 日以内に、その理由に必要な書類を添えて、学長に届出、許可を得るものとする。

(試験時間割)

第 10 条 定期試験の時間割表は、定期試験開始日の 2 週間前までに学生に発表する。

(受験資格)

第 11 条 受験資格は学則第 9 条第 4 項により与えられるものとする。

2 前項による受験資格の有無は試験前日までに発表するものとする。

(成績)

第 12 条 成績の評価は、学則第 9 条第 2 項に基づき行う。

2 再試験に合格した場合、その成績評価は 60 点とする。

(GPA)

第 13 条 グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）は、全履修科目の成績の平均値を表す値であり、各履修科目の単位数にその科目で得たグレード・ポイント（以下「GP」という。）を乗じた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で除したものであり、次の計算式によって算定する。

【学年 GPA 算出の計算式】

$$\text{学年 GPA} = \frac{[(\text{当該年次の履修科目の単位数}) \times (\text{その科目で得た GP})] \text{の総和}}{\text{当該年次の履修科目数単位数の総和}}$$

【累積 GPA 算出の計算式】

$$\text{累積 GPA} = \frac{[(\text{在学期間の総履修科目の単位数}) \times (\text{その科目で得た GP})] \text{の総和}}{\text{在学期間の総履修単位数の総和}}$$

2 評価ごとの GP は次のとおりとする。

評語	修了認定基準	GP	評価基準	100 点満点上の目安
秀 (S)	合格	4	到達目標を達成し、極めて優秀な成績を修めている	90 点以上

優 (A)		3	到達目標を達成し、優秀な成績を修めている	80 点以上 90 点未満
良 (B)		2	到達目標を達成し、良好な成績を修めている	70 点以上 80 点未満
可 (C)		1	到達目標を達成している	60 点以上 70 点未満
			再試験で到達目標を達成している	60 点
不可 (D)	不合格	0	到達目標を達成していない	60 点未満

3 前年度までの GPA が所定の数値以上の場合、第 6 条に定める当該年度の履修登録上限単位数を緩和する。

(進級・卒業認定)

第 14 条 次に掲げる要件を満たした者については、医療健康科学部教授会の議を経て、進級又は卒業を認定する。

(1) 1 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。

(2) 2 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。

(3) 3 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。なお、保健師コースの者については、上記に加え選択科目 7 単位全てを修得すること。

(4) 4 年次終了時

全ての必修科目と、選択必修科目から学則に定められた単位数を修得すること。なお、保健師コースの者については、上記に加え選択科目 6 単位全てを修得すること。

2 進級要件を満たさない場合は留年（原級にとどまること）となる。留年した場合は、教務部委員会の指示の下、不合格となった必修科目および選択必修科目を再履修すること。

(改廃)

第 15 条 この細則の改廃は、医療健康科学部教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

付 則

この細則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。